令和４年度　議案第５号

# 建築基準法第５１条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について

（特定行政庁秋田市長）

令和４年１２月２６日審議

秋田県都市計画審議会会長

令４建指第２０５６号
令和４年１１月２４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久　様

特定行政庁
秋田市長　穂　積　　志

建築基準法第５１条ただし書許可の規定による
秋田県都市計画審議会への付議について（依頼）

建築基準法第５１条ただし書の規定により、令和４年１１月１４日付けで申請された下記建築物について、これを許可するために、同条の規定に基づき秋田県都市計画審議会の議を経なければならないことから、同審議会への付議をお願いします。

記

1　申請者　　秋田県秋田市寺内字三千刈３６０－２
株式会社ナガタ
代表取締役　永田　勲

2　計画施設
所在地　　秋田市河辺大張野字水口沢２３４－１、２３５－１および
２３６－１
種　類　　産業廃棄物処理施設（破砕施設）

担　当　秋田市都市整備部建築指導課
審査・検査担当　荒木
電話　018-888-5769
ＦＡＸ　018-888-5763

秋田県都市計画課 収受 -4.11.25 H·02-B·2·1 第506-2号

議案第5号－2

# 付議依頼理由書

１　本申請者は、秋田市に本店および事業所を置き、産業廃棄物収集運搬業務に加え、解体工事等の事業を行っている。本計画は、解体工事等で発生する木くずを木材チップとして、主にバイオマスエネルギーに利用するため、新たな敷地に中間処理施設（破砕施設）を新設しようとするものである。

２　今回の計画により新設する破砕施設は、１日当たりの処理能力が木くず９．０６トンであり、廃掃法施行令第７条第八号の二に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、法第５１条「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。

**→参考①**

３　都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、ただし書許可を得るか、又は政令で定める規模以下としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模に該当しないことから、ただし書許可申請がなされたものである。

**→参考②**

４　産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第１５条第１項第５号､同施行令第９条第２項第７号の規定により都道府県であることから､「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。

**→参考③**

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。



参考①

**■建築基準法（抜粋）**

**（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）**

**第51条**　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

**■建築基準法施行令（抜粋）**

**（位置の制限を受ける処理施設）**

**第130条の２の２**　法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二　次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

**■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）**

**（産業廃棄物処理施設）**

**第７条**

八の二　**第２条第二号に掲げる廃棄物**（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の**破砕施設**であって、一日当たりの処理能力が**５ｔを超える**もの

**（産業廃棄物）**

**第２条**

二　**木くず**（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む､）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

参考②

**■建築基準法施行令（抜粋）**

**（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）**

**第130条の２の３**　法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三　工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第６号に該当するものを除く。）

**※本施設は、市街化調整区域内**

参考③

**■都市計画法（抜粋）**

**（都市計画を定める者）**

**第15条**　次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五　一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

**■都市計画法施行令（抜粋）**

**（都道府県が定める都市計画）**

**第９条**

２　法第15条第１項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七　産業廃棄物処理施設



令和４年10月26日

# 申請理由書

当社は、秋田市に本店及び事業所を置き、産業廃棄物収集運搬業務に加え、解体・整地・外構工事、高所作業及び橋梁点検作業オペレーターなど、各種建設工事を行なっております。

今回の処分品目の木くずは、住宅解体工事を行うと必ず排出される廃棄物です。

今日、木くずは木材チップとしてリサイクルし、再生可能エネルギー燃料として有効利用されております。このことから当社は「ゴミを減らしてエネルギーを生む」サステナブルな循環型エネルギーとして、木くずのリサイクルに取組み、木材チップ生産したいと考え、破砕機の導入を計画しました。

具体的には、シン・エナジー㈱へ木材チップを月間 180 トンの供給を計画していることから、諸岡製の施設能力１日あたり 9.06 トンの破砕機 MC-2500T を導入し、当社及び顧客解体業者からの解体工事現場等より発生する木くずを、施設内に設置した破砕機において破砕、木材チップへ加工処理します。

木材チップを生産後、シン・エナジー㈱へ売却、同社のボイラーを導入している大仙市の温泉施設等へ供給し、ボイラーのバイオマスエネルギーに利用します。

上記の通りの事業計画において、施設の設置は必須であり、処理量の観点からも中間処理施設としての申請をしたくお願い申し上げます。

秋田市寺内字三千刈 360 番地２
株式会社ナガタ
代表取締役　永田　勲

令和 4 年 11 月 10 日

# 土地利用理由書

弊社は、以前土場等の利用のため、また、将来的な中間処理施設の建設も視野に入れ
土地の購入を検討していた。
その際、同時期に木質チップ製造の打診も受けた経緯があり、本土地の広さ等が適切であると判断し、2020 年 7 月現土地を所有した。

場所選定の理由として、市街地ではないこと、近隣に住居等が少ないこと
また木質チップ搬入予定地の大仙市へのアクセスも良好なことから本土地の購入に至った。

上記理由から、工場建設は申請の土地を利用する予定となっている。

秋田市寺内字三千刈 360 番地 2
株式会社ナガタ
代表取締役　永田　勲

# （1）事業計画書

## 1．事業の全体計画

当社は、秋田市に本店及び事業所を置き、産業廃棄物収集運搬業務に加え、解体・整地・外構工事、高所作業及び橋梁点検作業オペレーター、除排雪作業、被災地復興支援業務、家電クリーニングなどを行なっております。

木くずは住宅解体工事を行うと必ず排出される廃棄物です。

今日、木くずは木材チップとしてリサイクルし、再生可能エネルギー燃料として有効利用されております。このことから当社は「ゴミを減らしてエネルギーを生む」サステナブルな循環型エネルギーとして、木くずのリサイクルに取組み、木材チップ生産したいと考え、固定式破砕機の導入を計画しました。

具体的には、解体工事現場等より発生する木くずを施設内に設置した破砕機において破砕し木材チップとして、主にバイオマスエネルギーに利用します。

微量ではありますが、木くずに混入された廃プラ等は最終処分場へ委託処理し、鉄くず等はスクラップとして売却します。

破砕機の施設能力は1日あたり 9.06 トンです。これにより木材チップを生産します。バイオマス発電顧客の要望等もあり、月間の受託見込み量は 180 トンです。

## 2．処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び受託見込量等

| | |
|---|---|
| 1)産業廃棄物の種類、性状 | 木くず　金属くず　廃プラスチック類 |
| 2)受託見込み量 | 木くず　180ｔ/月　　金属くず 0.2t/月　　廃プラスチック類 0.4t/月 |
| 3)産業廃棄物の種類ごとの保管場所の所在地 | 秋田県秋田市河辺大張野字水口沢 234 番 1、235 番 1、236 番 1<br>計画敷地面積　6,898 ㎡<br>全体面積：4,700 ㎡<br>廃棄物置場：35.0 ㎡　製品置場：145.8 ㎡（製品チップストックヤード 3 棟）<br>廃棄物保管容量：16.06 ㎥　製品置場保管容量：155.82 ㎥ |
| 4)予定排出事業場の名称及び所在地 | 固定式破砕施設：秋田県内の解体工事現場 |
| 処理後の廃棄物の処分先 | 木材チップとして、主にバイオマス発電所等に売却します。木くずに混入された廃プラ等は最終処分場へ委託処理、鉄くず等はスクラップ品として売却。 |

3．処分施設の概要

| | |
|---|---|
| 1)処分施設の一覧及び概要 | 破砕機<br>株式会社　諸岡　製<br>型式:MC-2500T　　1基<br>処理能力：9.06ｔ/日 |
| 2)その他の施設概要 | 中間処理等を行う場所<br>破砕施設：秋田県秋田市河辺大張野字水口沢234番1、235番1、236番1 |

4．処分業務の具体的な計画

| | |
|---|---|
| 1)従業員教育について | 産業廃棄物処理業に係る講習を修了した代表宇取締役 永田勲に社内教育を担当させる。<br>許可取得までに、産業廃棄物処理担当従業員を対象とした、産業廃棄物の処理に関する講習会を開催する。<br>許可取得後は、社内教育計画に基づき月１回以上、産業廃棄物の処理業に関する社内講習を実施して、廃棄物の適正処理及び場内の安全管理を図る。 |
| 2)廃棄物の性状の確認について | 契約時に当該産業廃棄物の使用物資、生成物資、有害物資の含有の有無について、当該産業廃棄物の分析結果や排出事業者から文書及び口頭により詳細な説明を受け、その内容を記録する事により確認する。<br>当社で取扱い不可能な産業廃棄物は許可違反になるのでお断りする。<br>契約時に社内講習を受講した社員が当該産業廃棄物の確認を行ない、契約で示された産業廃棄物でない場合は、処分を行なわず後日協議を行うことにする。<br>従業員が確認できない廃棄物については、講習修了者が出向き確認し、判断する。講習修了者でも判断できないものは、処分を行なわないものとする。 |
| 3)処分方法の確認について | 木材チップの受け入れ先より品質の担保を求められた場合は、エヌエス環境株式会社秋田支店へ検査を依頼し、分析証明書を発行してもらう。 |
| 4)契約ついて | １．委託契約締結前に排出事業者より当該産業廃棄物について処分可能か確認する。<br>２．委託契約は、法に基づき書面により行い、排出事業者と二者間契約する。<br>３．委託契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第６条の２第４号に定める事項を必ず盛り込む。<br>４．廃棄物処理法や車両運送法、危険物取扱法等の法に違反するような委託契約は締結しない。 |

| | |
|---|---|
| 5)産業廃棄物管理票（マニフェスト）について | １．委託された産業廃棄物の排出事業者より、産業廃棄物管理票を受け取り、委託契約内容と産業廃棄物管理票内容と実際に処分を行う産業廃棄物の内容との一致を確認する。<br>一致していない場合や産業廃棄物管理票の様式が所定のものでない場合、産業廃棄物管理票の必要事項に記入漏れのある場合等問題がある場合は、処分を中止し排出事業者にその旨を伝える。<br>２．問題なく処分を行なった場合、処分終了日から10日以内に処分委託者の氏名等を記載した１次マニフェストのＤ票を排出事業者に送付する。また、１次マニフェストのC1票を５年間保存する。 |
| 6)処分業務を行う時間帯等について | 休業日及び従業員数について<br>営業時間　８時００分～１７時００分<br>作業時間　８時００分～１７時００分（昼休憩１時間を除く）<br>休業日　　日曜日、祝日、盆、年末年始<br>従業員　　２０名 |
| 7)処分施設の飛散、流出防止対策 | 処理能力及び保管能力を超える廃棄物は受け入れない。また、粉じんの周囲への飛散を防止するために破砕機は建屋内に設置する。 |
| 悪臭防止対策 | 木くず及び廃棄物は速やかに処理を進めることから、腐敗等による悪臭の発生は、通常、想定されない。 |
| 騒音、振動の防止対策 | 破砕処理施設は、建屋内に設置する事で騒音の低減を図る。<br>排滓処理施設稼働時は、建屋のシャッター等を閉め、騒音の低減を図る。<br>周囲の樹林を残存させ、樹林の遮蔽効果により、騒音の低減を図る。<br>早朝・夜間には操業しないこととし、周辺の生活環境に配慮する<br>日常点検及び定期点検の実施により、設備機械を良好な状態に保つ。 |
| 排水処理設備 | 廃棄物の処理に伴う汚水は発生しない。 |
| 排ガス対策 | 廃棄物の処理に伴う排ガスは発生しない。 |

| | |
|---|---|
| | 破砕処理施設の原動機については低公害型破砕機の認定を受けた製品で、周辺の生活環境に与える影響は非常に軽微である。 |

５．環境保全の概要

| | |
|---|---|
| 1)処分に関し講ずる措置 | 長時間運転を避け、また、休憩時間を設ける。<br>運転者、作業員には、所定の作業服、作業靴の着用を義務づける。<br>事故時の対応のために運転者、作業員に救急訓練講習を年２回行う。<br>受け入れる産業廃棄物の種類及び量が破砕機の処理能力に見合った適正なものとなるよう受け入れる際に必要な産業廃棄物の性状の分析又は計量を行う。<br>施設への産業廃棄物の投入は処理能力を超えることのないようにする。<br>施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行う。<br>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、３年間保存する。 |
| 2)保管施設において講じる措置<br>施設の囲い表示 | 設置場所は施錠できる門扉を設置します。<br>施設正面の入り口付近へ指導要綱に定められた様式に従い中間処理施設及び保管場所を示す看板を設置します。 |
| 飛散流出対策 | 粉じんの周囲への飛散を防止するために破砕機は建屋内に設置する。 |
| 地下浸透防止対策 | 場内はアスファルト舗装またはコンクリート舗装を施し、雨水の地下浸透を防止する。 |
| 悪臭・害虫防止対策 | 発生は通常想定されない。<br>万一、発生した場合は、薬剤散布等による対応を検討する。 |
| 3)その他 | 産業廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守するよう、運転手や出入業者などへ周知を徹底する。<br>産業廃棄物運搬車両は、必要以上のアイドリングをしないよう、運転手や出入業者などへ周知を徹底する。<br>低公害、低騒音の産業廃棄物運搬車両の導入を検討する。<br>産業廃棄物運搬車両が集中しないよう搬出入時間の分散化に努める。 |

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

| 内訳 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 事業の開始に要する資金の総額 | | 75,020,000円 |
| | 土地 | 自己所有 |
| | 事務所 | 43,350,000円（税込） |
| | 破砕機 | 19,800,000円（税込） |
| | 施設 | 8,470,000円（税込） |
| | 環境調査 | 1,750,000円（税込） |
| | 舗装工事 | 1,650,000円（税込） |
| | | |
| 調達方法 | 自己資金 | 10,672,000円 |
| | 借入金 | 29,000,000円 |
| | （借入先名） | 秋田信用金庫 |
| | | |
| | | |
| | その他 | 35,348,000円　事業再構築補助金 |
| | 増資 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

（日本工業規格　A列４番）

# 廃棄物フローシート

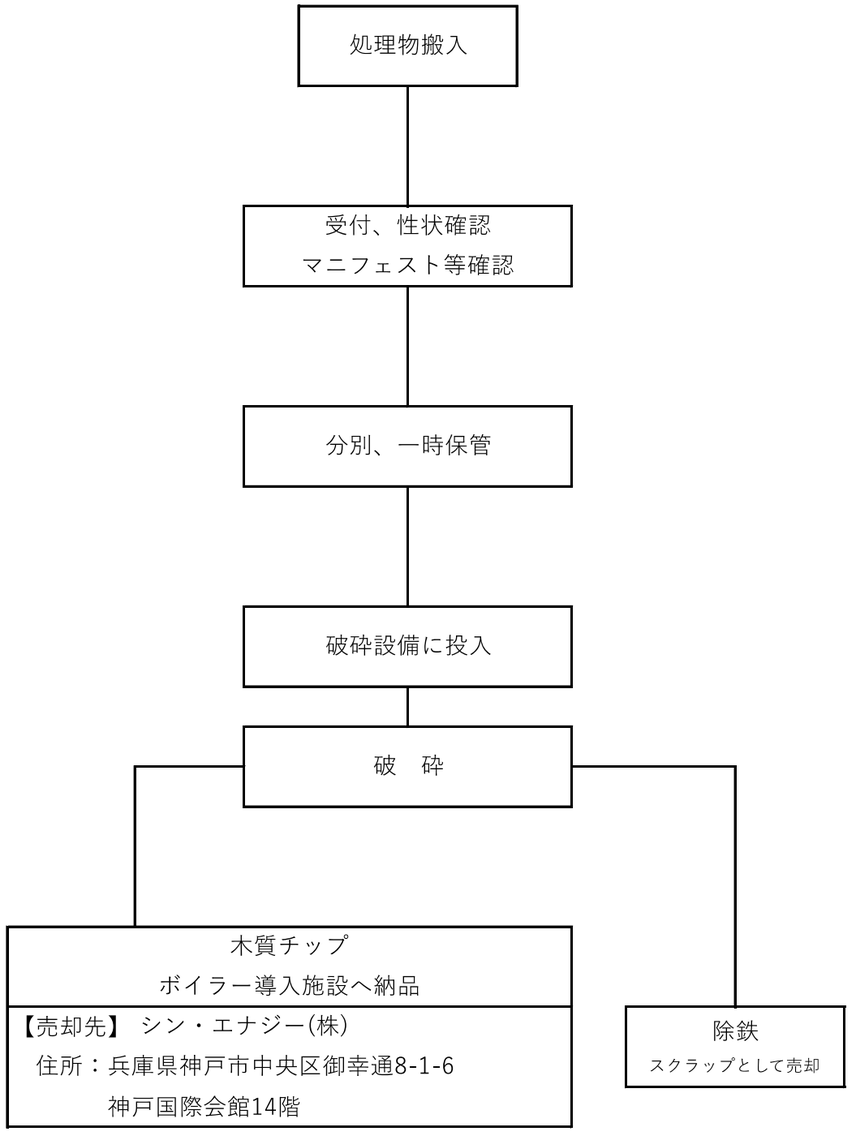
処理物搬入
受付、性状確認
マニフェスト等確認
分別、一時保管
破砕設備に投入
破　砕
木質チップ
ボイラー導入施設へ納品
【売却先】 シン・エナジー(株)
住所：兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6
神戸国際会館14階
除鉄
スクラップとして売却

既存樹木

3,000 / 25,000 / 20,000 / 9,000 / 5,000 / 12,000

5,000 / 5,000 / 5,000 / 5,000 / 5,000

隣地境界線　100,000

8,560

【木材チップ加工工場棟】

木材搬入口

準備スペース

バケット

定置式上投入型木材破砕機
（MC－２５００Ｔ）

チップ搬出口

MT水栓

MT水栓

3,000 / 9,000 / 5,000 / 5,000

12,000

スロープ

13,000

製品荷受け

GL-900

12,000

スロープ

10,200

ローダー回転スペース

【チップ保管兼事務所棟】

製品チップ
ストックヤード(1)
（48.6㎡）

製品チップ
ストックヤード(2)
（48.6㎡）

製品チップ
ストックヤード(3)
（48.6㎡）

MT水栓

通用口

男子ＷＣ

女子ＷＣ

廊下

事務室
（8.6㎡）

休憩室
（9.7㎡）

玄関

1,500 / 1,500 / 3,300 / 2,700

9,000

積載測定機（埋込型）

12,000

3,000

隣地境界線　26,200

3,000 / 5,400 / 5,400 / 19,800 / 5,400 / 1,000 / 2,600 / 3,600 / 6,000 / 13,100 / 3,630

既存樹木

約38m

秋田市道

道路幅員
7.4m

4,600

2,900

6,600道路境界線

7,200

5,300

隣地境界線　43,700

ロータリー

駐車場

乗用車
（5台）

5,000

隣地境界線　26,600

ワーヤー式ゲート

12,500

大型車
（4台）

12,200

約29m

6,550

隣地境界線　56,200

既存樹木

（株）ナガタ　木材チップ加工工場新築工事（仮称）

部分配置図　1/300　2

R4. 10. 6

株式会社　松 綱 設 計

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

正 4

# 許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

秋田市長　穂積　志　　様

R4 年 11 月 14 日

申請者氏名　株式会社ナガタ
代表取締役~~社長~~　永田　勲

【1.申請者】
【イ.氏名のフリガナ】ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬﾅｶﾞﾀ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ~~ｼｬﾁｮｳ~~　ﾅｶﾞﾀ　ｲｻｵ
【ロ.氏名】株式会社ナガタ　代表取締役~~社長~~　永田　勲
【ハ.郵便番号】011-0901
【ニ.住所】秋田市寺内字三千刈360番地2
【ホ.電話番号】018-827-5475

【2.設計者】
【イ.資格】（　一級　）建築士　（　大臣　）登録第　125955　号
【ロ.氏名】松橋　孝則
【ハ.建築士事務所名】（　一級　）建築士事務所（　秋田県　）知事登録第　20-10A-0109　号
株式会社松橋設計一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】010-0953
【ホ.所在地】秋田市山王中園町10-33
【ヘ.電話番号】018-865-0104

| ※手数料欄　現金 ¥160,000- | | | |
|---|---|---|---|
| ※受付欄<br>秋田市 R4.11.14 収受 第1932号<br>係員氏名 | ※消防関係同意欄<br>年　月　日<br>第　号<br>係員氏名 | ※決裁欄 | ※許可番号欄<br>年　月　日<br>第　号<br>係員氏名 |
| ※公告欄<br>年　月　日<br>第　号<br>係員氏名 | ※公開による意見の聴取の期日欄<br>年　月　日<br>第　号<br>係員氏名 | ※建築審査会同意欄 | ※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会<br>年　月　日<br>第　号<br>係員氏名 |

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】秋田市河辺大張野字水口沢234-1，235-1，236-1

【2.住居表示】

【3.防火地域】　□防火地域　□準防火地域　■指定なし

【4.その他の区域、地域、地区又は街区】法第22条指定区域　市街化調整区域

【5.道路】
【イ.幅員】7.40m
【ロ.敷地と接している部分の長さ】8.00m

【6.敷地面積】
【イ.敷地面積】(1)（4,746.00）（　）（　）（　）㎡
(2)（　）（　）（　）（　）
【ロ.用途地域等】（指定なし）（市街化調整区域）（　）（　）
【ハ.建築基準法第52条第１項及び第２項の規定による建築物の容積率】
（200）（　）（　）（　）％
【ニ.建築基準法第53条第１項の規定による建築物の建蔽率】
（70）（　）（　）（　）％
【ホ.敷地面積の合計】(1)4,746.00㎡
(2)
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】200%
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】70%
【チ.備考】

【7.主要用途】（区分08340）　木材チップ加工工場

【8.工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【9.建築面積】（申請部分　）（申請以外の部分）（合計　）
【イ.建築面積】（403.20）（0.00）（403.20）㎡
【ロ.建蔽率】8.50%

【10.延べ面積】（申請部分　）（申請以外の部分）（合計　）
【イ.建築物全体】（403.20）（0.00）（403.20）㎡
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】（　）（　）（　）
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】（　）（　）（　）
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（　）（　）（　）
【ホ.自動車車庫等の部分】（　）（　）（　）
【ヘ.備蓄倉庫の部分】（　）（　）（　）
【ト.蓄電池の設置部分】（　）（　）（　）
【チ.自家発電設備の設置部分】（　）（　）（　）
【リ.貯水槽の設置部分】（　）（　）（　）
【ヌ.宅配ボックスの設置部分】（　）（　）（　）
【ル.住宅の部分】（　）（　）（　）
【ヲ.老人ホーム等の部分】（　）（　）（　）
【ワ.延べ面積】403.20㎡
【カ.容積率】8.50%

【11.建築物の数】
【イ.申請に係る建築物の数】 2
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 0

【12.工事着手予定年月日】 令和5年 1月 20日

【13.工事完了予定年月日】 令和5年 4月 30日

【14.その他必要な事項】

【15.備考】

（第三面）

建築物別概要

【1.番号】 1

【2.工事種別等】 ■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更
□大規模の修繕 □大規模の模様替 □既設

【3.構造】 鉄骨造

【4.高さ】
【イ.最高の高さ】 7.0m
【ロ.最高の軒の高さ】 5.7m

【5.階別用途別床面積】
【イ.階別用途別】

| | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分) | (申請以外の部分) | (合計) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ( 1 階) | ( 08340 ) | (木材チップ加工工場) | ( 225.00 ) | ( 0.00 ) | ( 225.00 ) | ㎡ |
| ( 階) | | | | | | |
| ( 階) | | | | | | |
| ( 階) | | | | | | |
| ( 階) | | | | | | |

【ロ.用途別】

| (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分) | (申請以外の部分) | (合計) | |
|---|---|---|---|---|---|
| ( 08340 ) | (木材チップ加工工場) | ( 225.00 ) | ( 0.00 ) | ( 225.00 ) | ㎡ |

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

（第三面）

建築物別概要

【1.番号】　2

【2.工事種別等】　■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更
□大規模の修繕 □大規模の模様替 □既設

【3.構造】　木造

【4.高さ】
【イ.最高の高さ】　6.1m
【ロ.最高の軒の高さ】　4.8m

【5.階別用途別床面積】
【イ.階別用途別】

| | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分 | ) | (申請以外の部分) | (合計 | ) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ( 1 階) | ( 08990 ) | (木材チップ保管庫 ) | ( 145.80 ) | | ( 0.00 ) | ( 145.80 ) | ㎡ |
| | ( 08470 ) | (事務所 ) | ( 32.40 ) | | ( 0.00 ) | ( 32.40 ) | ㎡ |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| ( 階) | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| ( 階) | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| ( 階) | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |

【ロ.用途別】

| (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分 | ) | (申請以外の部分) | (合計 | ) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ( 08990 ) | (木材チップ保管庫 ) | ( 145.80 ) | | ( 0.00 ) | ( 145.80 ) | ㎡ |
| ( 08470 ) | (事務所 ) | ( 32.40 ) | | ( 0.00 ) | ( 32.40 ) | ㎡ |
| ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |
| ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | ( ) | |

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

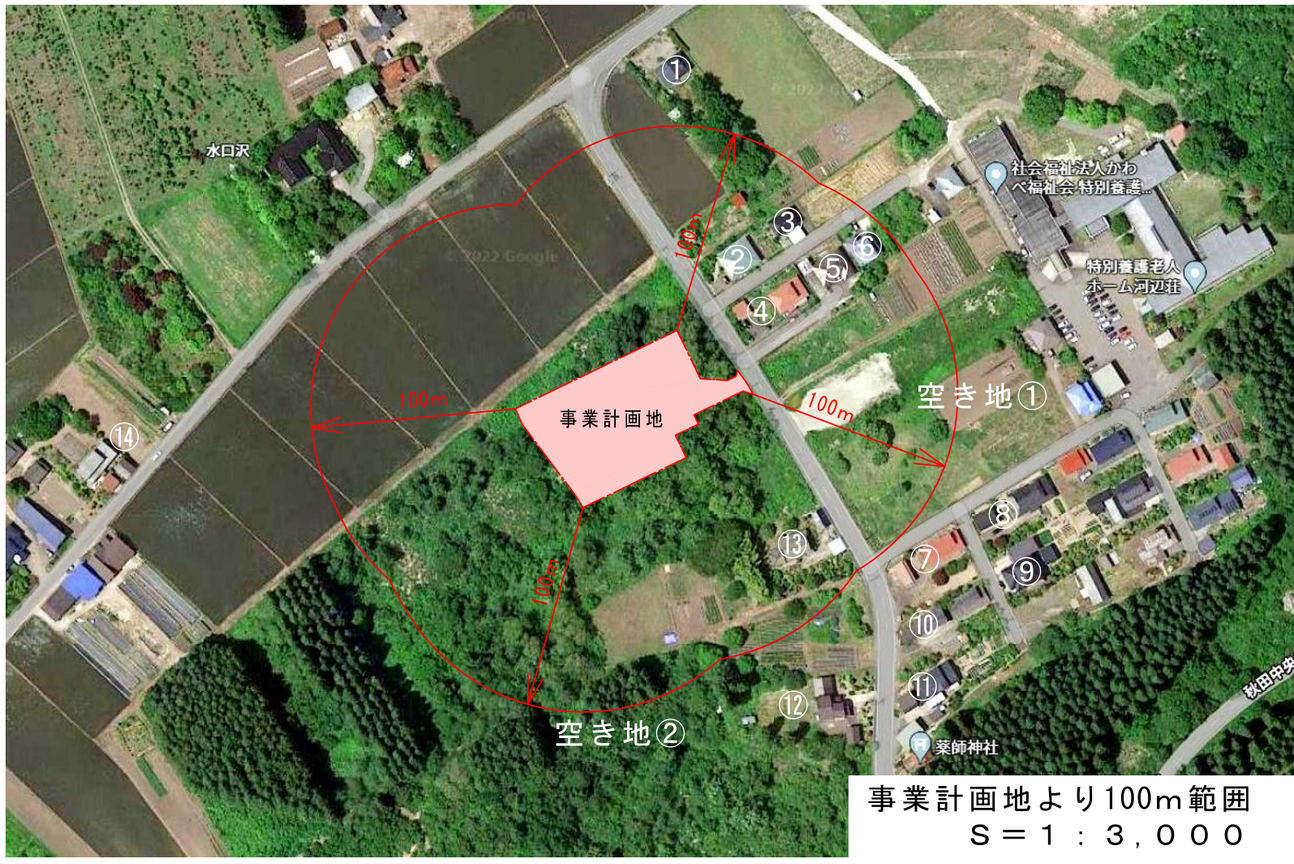


事業計画地より100m範囲
S＝1：3,000

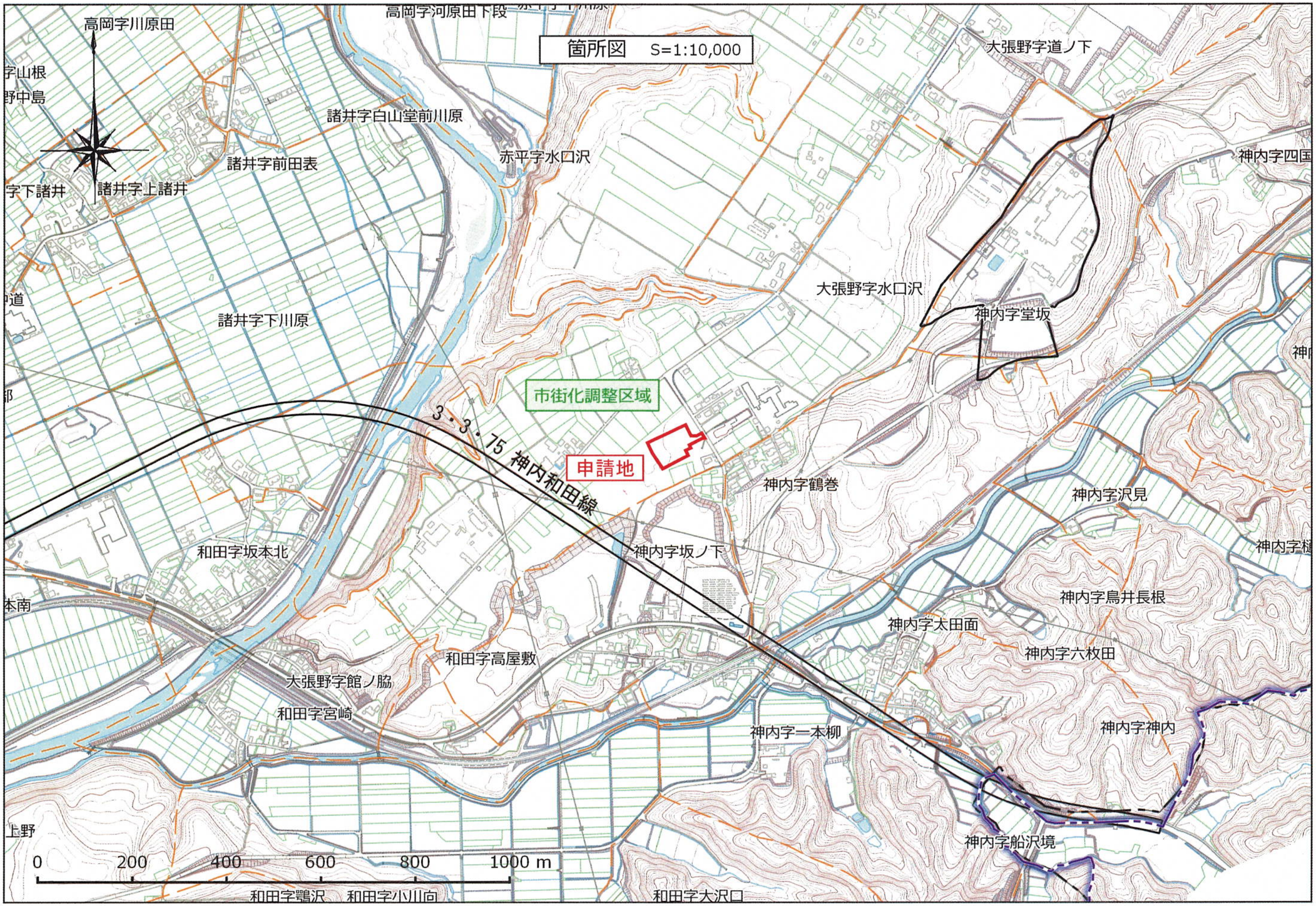
箇所図　S=1:10,000
市街化調整区域
申請地
3・3・15 神内和田線
高岡字川原田
高岡字河原田下段
諸井字白山堂前川原
赤平字水口沢
諸井字前田表
諸井字下諸井
諸井字上諸井
諸井字下川原
大張野字道ノ下
神内字四国
大張野字水口沢
神内字堂坂
神内字鶴巻
神内字沢見
和田字坂本北
神内字坂ノ下
神内字鳥井長根
神内字太田面
神内字六枚田
和田字高屋敷
大張野字館ノ脇
和田字宮崎
神内字一本柳
神内字神内
神内字船沢境
和田字鶯沢
和田字小川向
和田字大沢口
0
200
400
600
800
1000 m

案　内　図

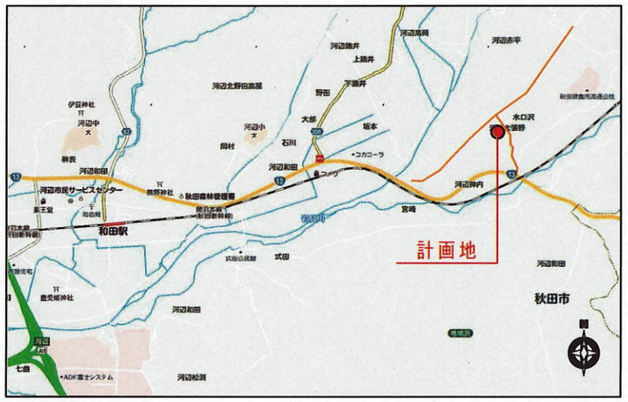


建築物概要表

| 敷地概要 | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 秋田市河辺大張野字水口沢234-1, 235-1, 236-1 | | |
| 用途地域 | 市街化調整区域 | | |
| 敷地面積 | 7,800 ㎡（建築可能範囲）（2,359坪）<br>4,746 ㎡（計画範囲）（1,421坪） | | |
| 建蔽率・容積率 | 70% ／ 200% | | |
| 防火指定 | 防火指定なし・法22条指定地域 | | |
| 計画概要 | | | |
| | チップ加工工場棟 | チップ保管兼事務所棟 | 合計 |
| 構造・規模 | 平屋建て | 平屋建て | |
| 建築面積 | 225.00 ㎡ | 178.20 ㎡ | 403.20 ㎡<br>〔8.50%〕 |
| 床面積 | 225.00 ㎡<br>（68.0坪） | 178.20 ㎡<br>（53.9坪） | 403.20 ㎡<br>〔8.50%〕 |

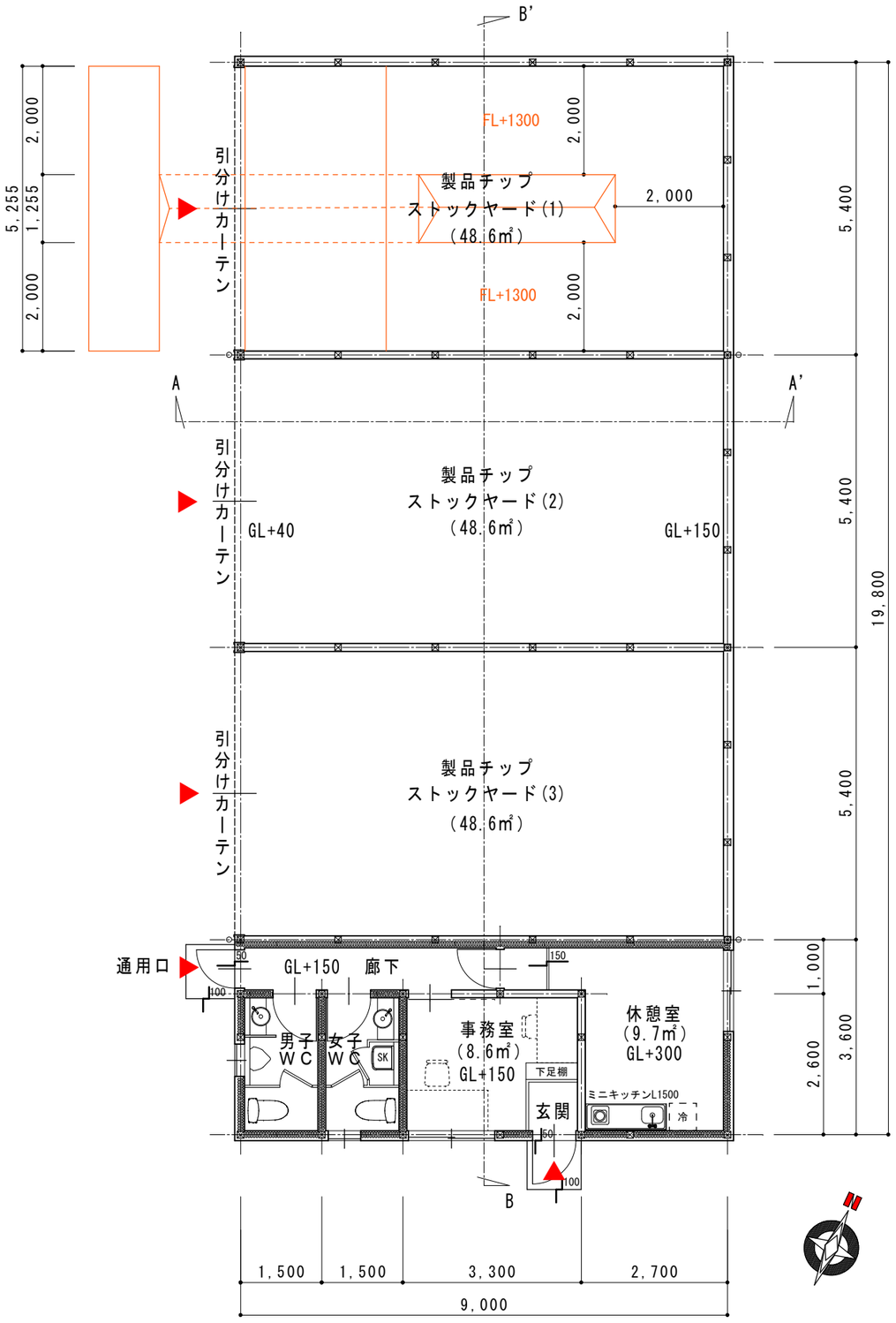


平面図　S＝1：100

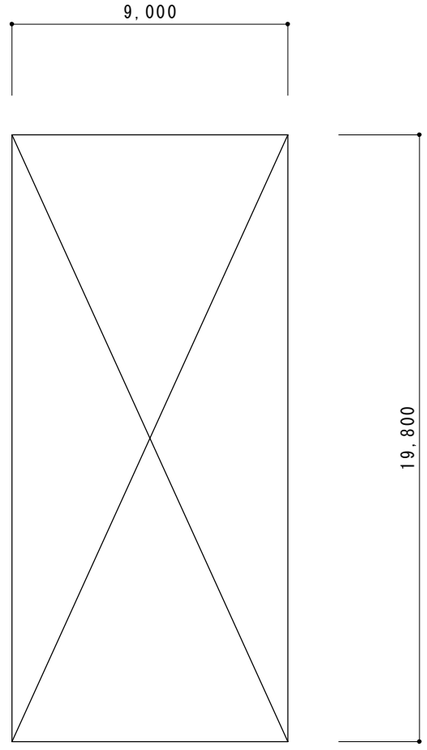


床面積求積図　S＝1：200

床面積　9.0×19.8＝178.2㎡

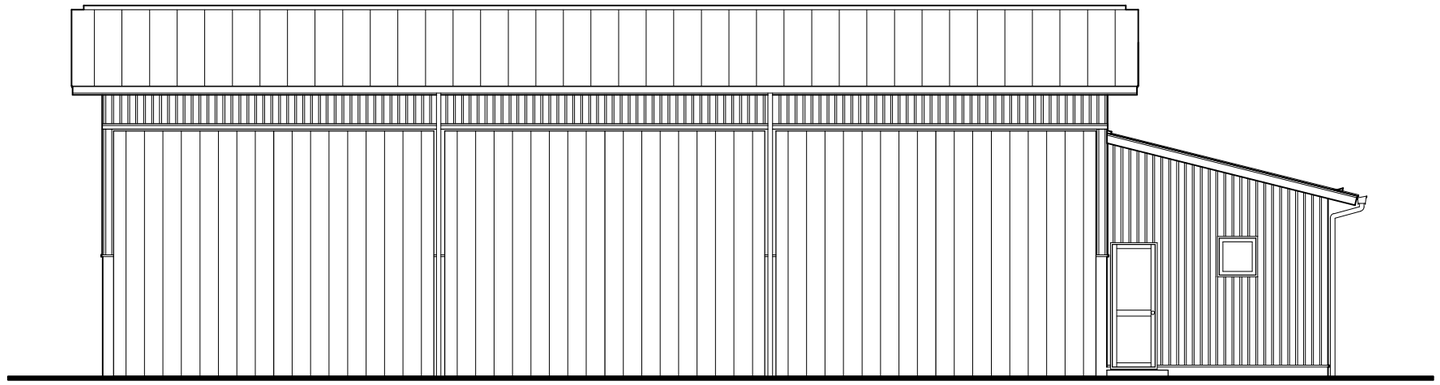

西立面図　　S＝1：100

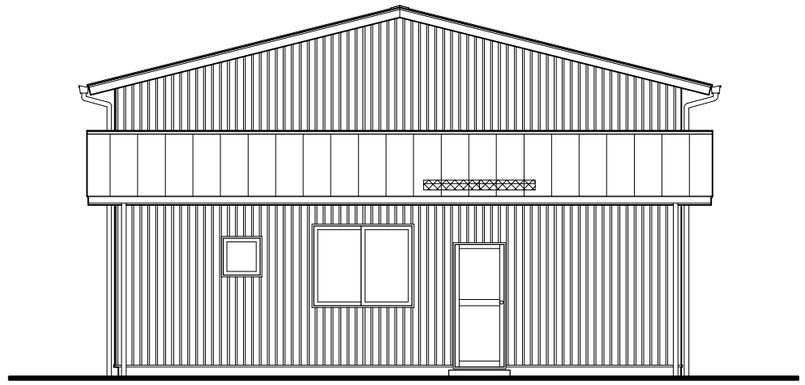

南立面図　　S＝1：100

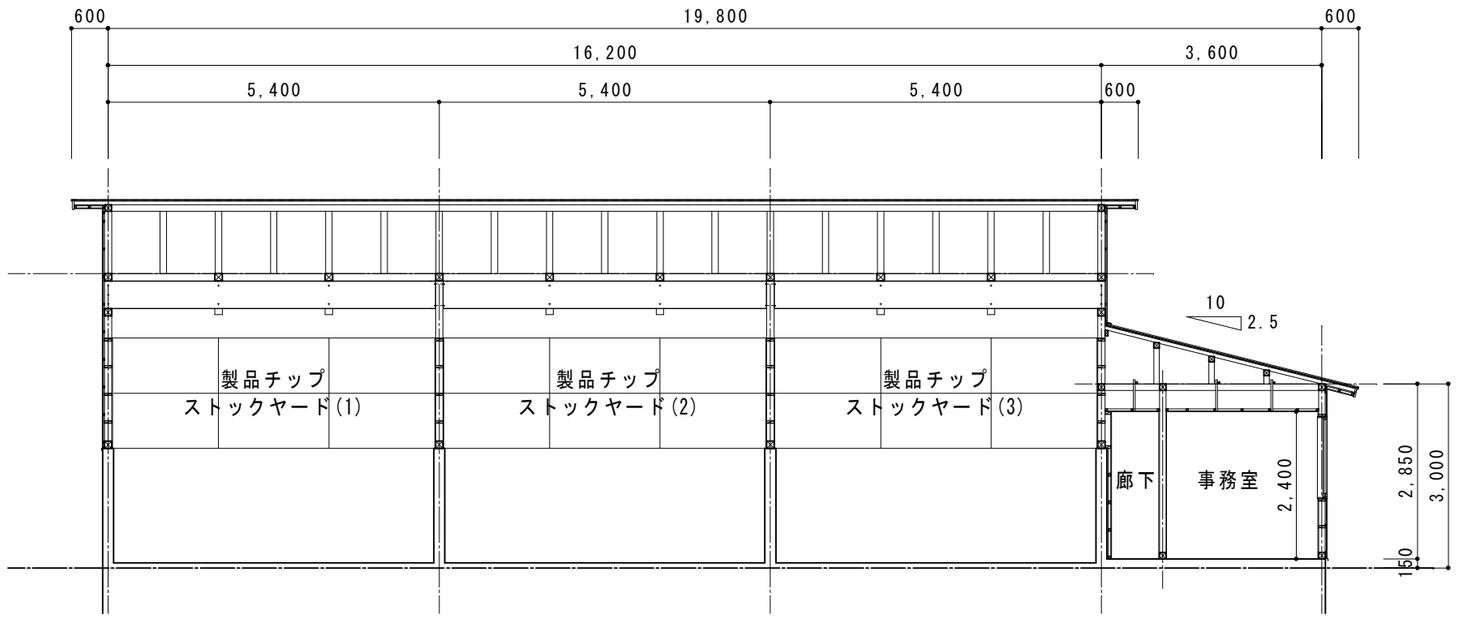


B-B’ 断面図　S＝1：100

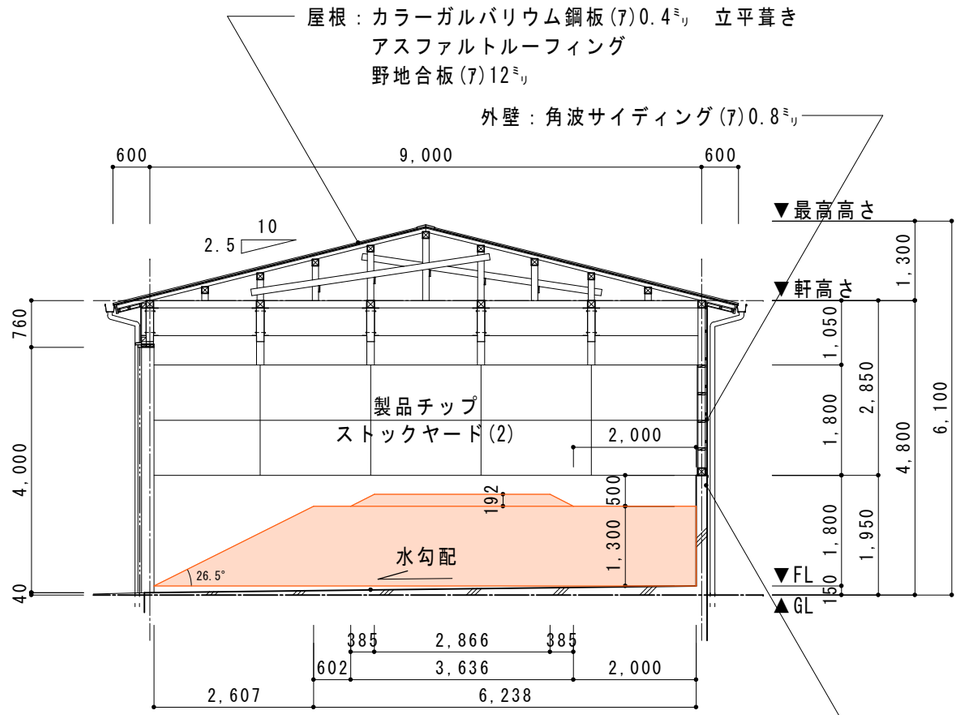


A-A’ 断面図　S＝1：100

製品チップ堆積　6.238×5.255×1.3≒42.61m³
2.607×1.3×1/2×5.255≒8.90m³
0.385×1.255×2×0.192×1/3≒0.06m³
1.255×0.192×1/2×2.866≒0.34m³
計　51.91m³ × 3 =155.73m³

立上りコンクリートW180
鉄筋 D10 @200 タテ・ヨコ
ダブル配筋

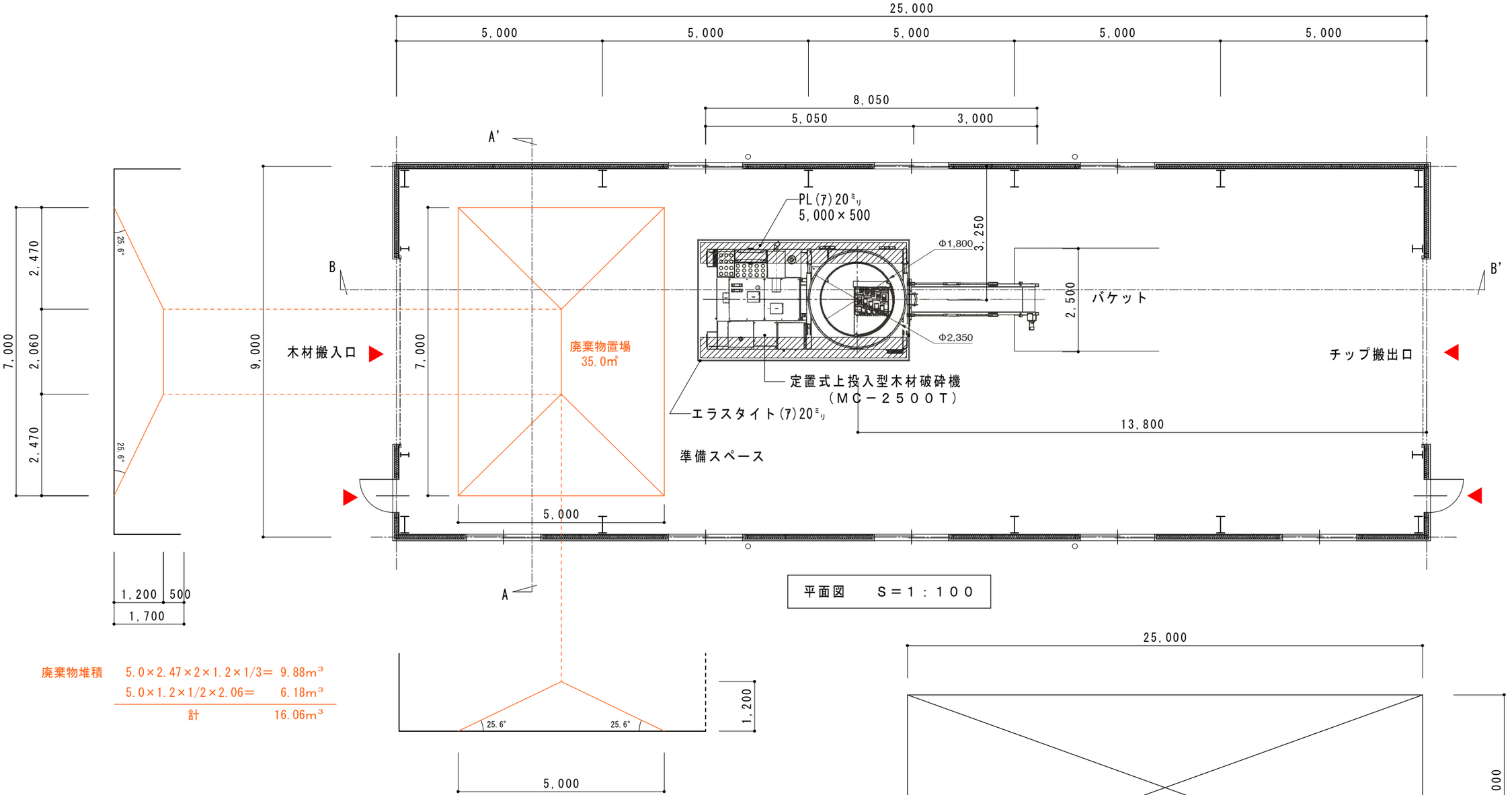


平面図　　Ｓ＝１：１００

廃棄物堆積　5.0×2.47×2×1.2×1/3＝ 9.88m³
5.0×1.2×1/2×2.06＝ 6.18m³
計 16.06m³

床面積求積図図　　Ｓ＝１：２００

床面積　25.0×9.0＝225.0㎡

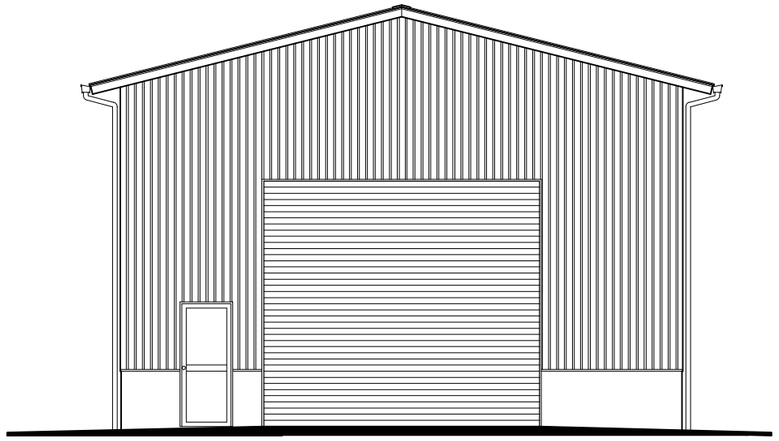

東立面図　　S＝1：100

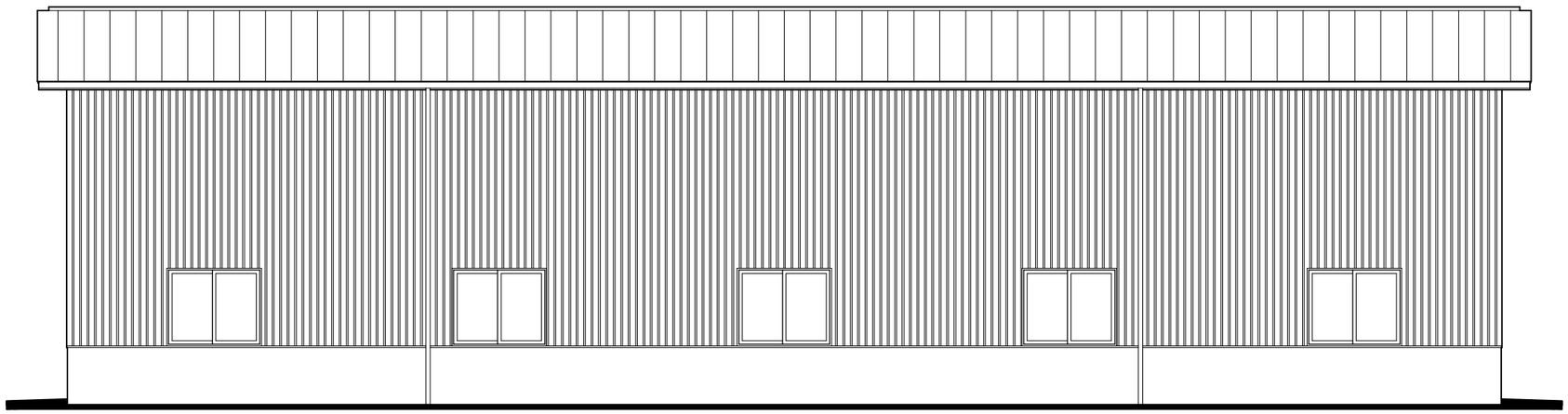

南立面図　　S＝1：100

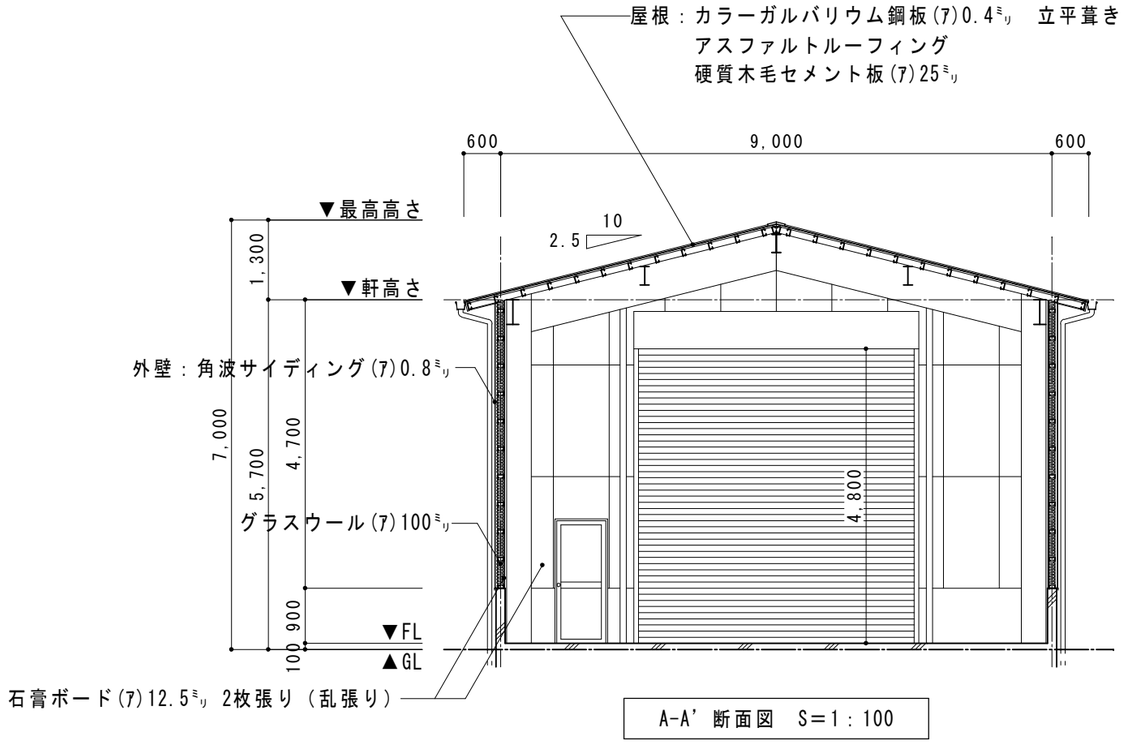


A-A’断面図　S＝1：100

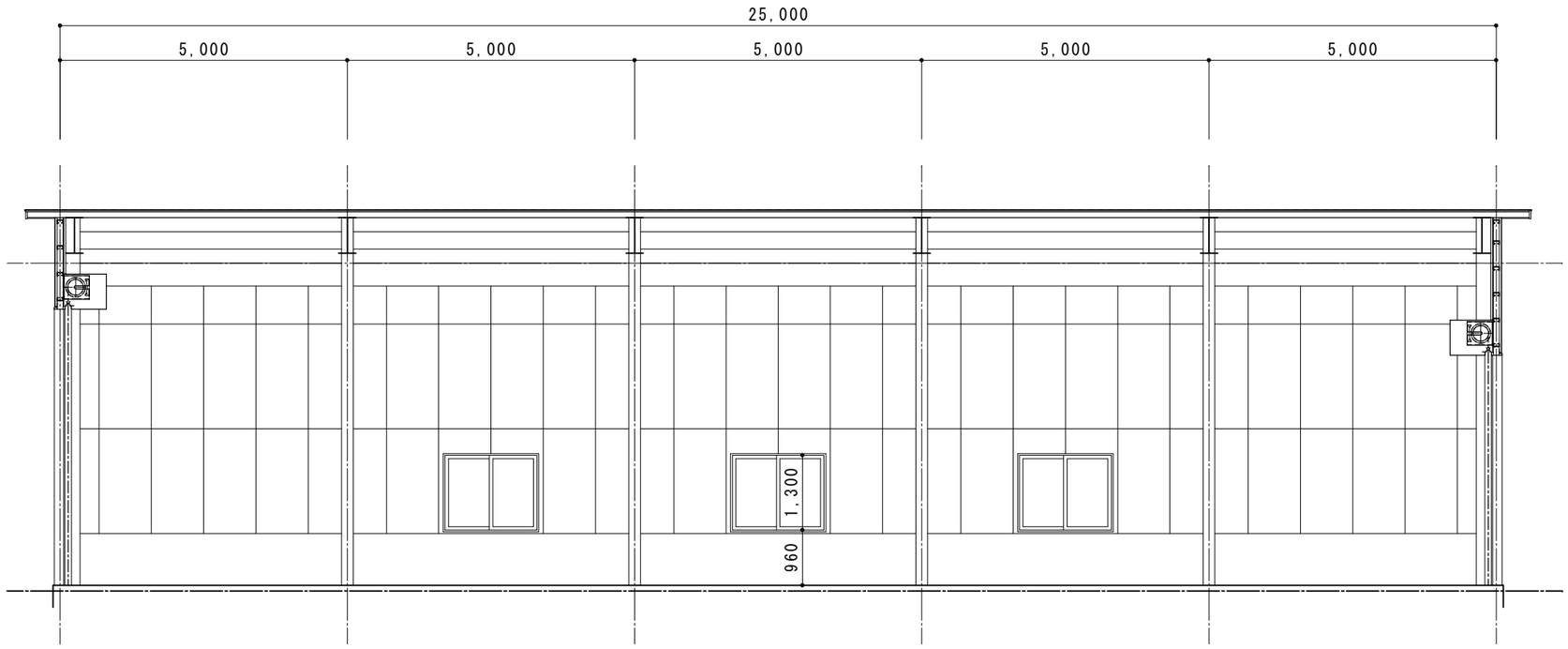


B-B’断面図　S＝1：100

（株）ナガタ　木材チップ加工工場新築工事（仮称）

木材加工チップ工場棟　断面図　1/100

R4. 10. 6

株式会社　松橋設計

5

# 周囲の写真と位置図

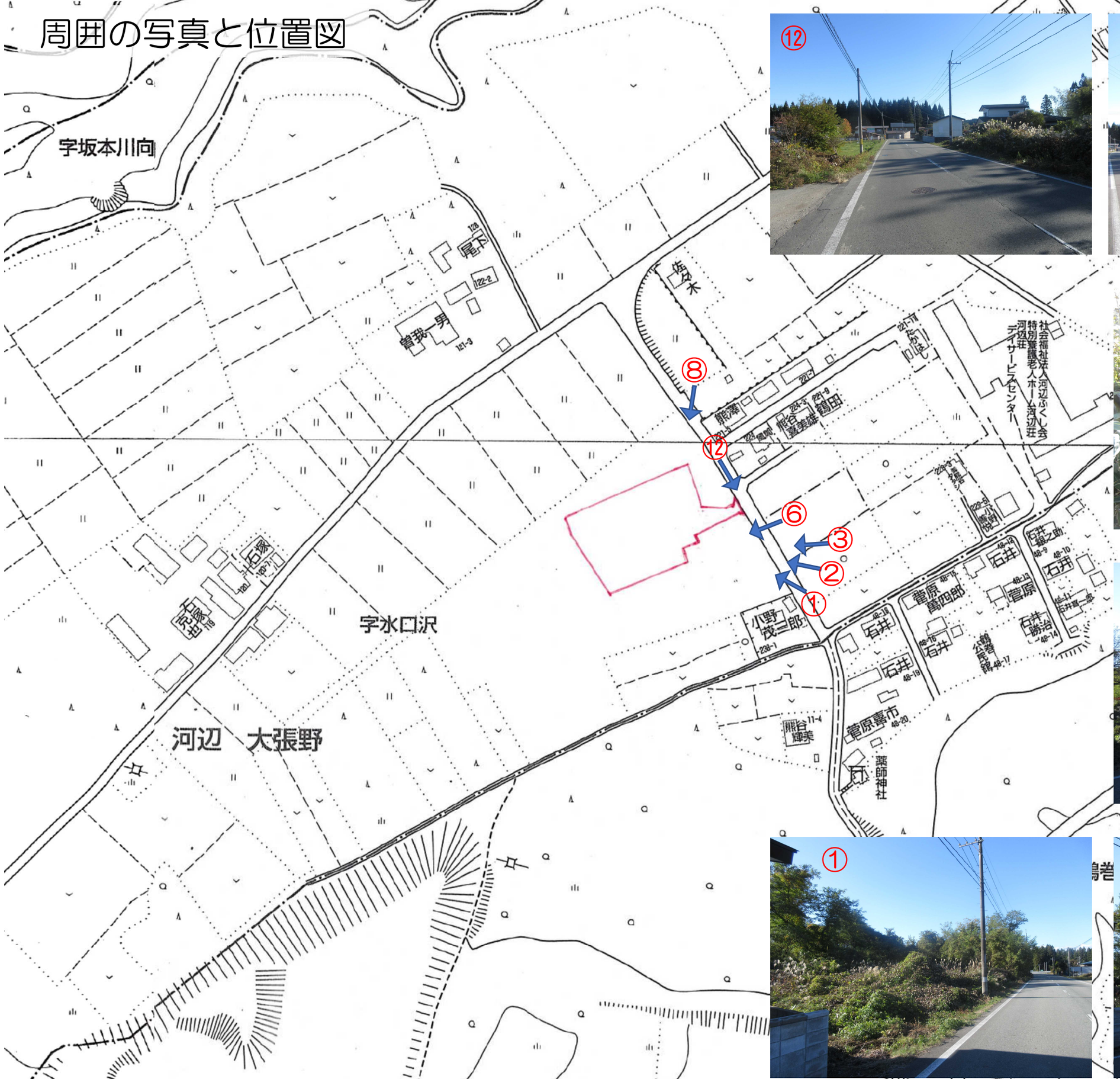
字坂本川向
字水口沢
河辺　大張野
曽我一男
尾下
石塚
石塚完治
小野茂二郎
熊谷輝美
菅原喜市
薬師神社
石井
菅原
菅原喜四郎
石井勝治
石井銀之助
鶴田
熊澤
社会福祉法人河辺ふくし会
特別養護老人ホーム河辺荘
河辺荘
デイサービスセンター
⑧
⑫
⑥
③
②
①


⑫

⑧

⑥
管理

③


①

②